

京 都市控除対象特定非営 利活動法人審査委 員 会運 営 要領

(趣旨)

第1 条 この 要領は , 京 都市寄 附金 税額控除の 対象と なる 特定非営 利活動法人に 対する 寄 附金 の 指定の 手続等 に 関する 条例施行規 則第2 1 条の 規定により , 京 都市控除 対象特定非営 利活動法人審査委 員 会(以下「 審査委 員 会」という。) の 運 営に 関し 必要な事項を 定める。

(会議)

第2 条 委 員 長は , 審査委 員 会の 会議 (以下「 会議」という。) を 招集し ようと するときは , 委員に 対し あらかじめ 日時 , 場所 , 議 題その 他必要な事項を 通知する。た だし , 緊急 の 場合その 他やむを得ない 事由のある 場合につい ては , この 限りでは ない。

2 委 員 長は , 特に 緊急の 必要が あると 認めるときは , 委員に あらかじめ 通知したう えで , 文書その 他の 方法による 審議を 行うことが できる。な お , この 場合におい て , 委 員 長は , 次の 会議に 報告しな ければなら ない。

(審議 の 公正)

第3 条 審査委 員 会は , 委員が 審査委 員 会の 権 限に 属する 事項に 関し 公正な判断を することを 妨げる 事情が あると 判断したときは , 当該委員が 審議 及び 議 決に 加わら ない ことを 決定す ることが できる。

(会議 の 公開)

第4 条 会議 は , 公開と する。た だし , 京 都市情報公開 条例第7 条各号の いずれかに 該当する 情報につい て 審議 等を行う 場合は 非公開と する。

(議 事録の 作成)

第5 条 会議 の 議 事につい ては , 次の 事項を 記載した 議 事録を 作成する。

- (1) 会議 の 日時及 び 場所
- (2) 出席者の 氏名
- (3) 議 題
- (4) 審議 経過
- (5) 議 決事項
- (6) その 他必要な事項

2 議 事録は , 当該会議 に 出席した 委員の 確認を得て 作成する。

(報道機関 への 対応)

第6 条 新聞等報道機関 から , 取材の 申込みが あった 場合は , 事務局を 通じて 委 員 長が 審査委 員 会を 代表して 答える こととし , 各委員への 個別の 取材には 応じ ない。

(委 任)

第7 条 この 要領に 定めるもの の ほか , 審査委 員 会の 運 営に 関して 必要な事項は , 委 員 長が 審査委 員 会に 諮って 定める。

附 則

この 要領は , 平成2 5 年4 月5 日から 施行する。